

平成24年度国家予算及び税制改正等に関する要望の回答

平成23年9月、自由民主党東京都支部連合会との意見交換会で行った平成24年度国家予算等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

I 国家予算（施設管理予算）及び官公庁入札等に関する要望事項

1 施設管理予算の確保と適正な予定価格の設定について

（要望内容）

公共調達におけるコスト削減の要求により、公共建築物の施設管理予算が年々切り詰められていく中、一方で行き過ぎた低価格競争が横行し、公共調達の品質面に支障をきたすとともに、受注企業を疲弊させ、社会基盤整備のための技術力の維持が困難な状況となっております。こうした低価格落札による品質低下は、建築物の劣化を速めることとなります。

品質確保に十分な施設管理予算の確保に努めていただくとともに、市場実態にあった予定価格の設定に努めていただきたい。また、総合評価方式の入札の拡大を図るとともに、低価格調査制度の適正運用など、不当廉売に当たるものは認めない毅然とした対応をお願いします。

（回答）

低価格落札は建築物の劣化を速めるだけでなく、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底につながるものであり、健全なビルメンテナンス業の発展を妨げかねないものであると強く認識いたしております。品質確保に十分な施設管理予算の確保、市場実態にあった予定価格の設定、総合評価方式の入札の拡大、不当廉売への毅然とした対応等については、引き続き関係省庁へ強く要請し、しっかりとフォローしてまいります。

2 維持管理費単価に基づく業務内容の見直しについて

（要望内容）

国土交通省は平成23年5月30日、国が管理する建物の保全実態調査の結果を集計・分析した平成22年度「国家機関の建築物等の保全の現況」を公表しましたが、この中で、「合同庁舎・一般事務庁舎の保全費用の単価平均」として、1平方メートル当たりの年間維持管理費（定期点検等及び保守費、運転・監視及び日常点検・保守費、清掃費、執務環境測定費、施設警備費、植栽管理費、集塵処理、害虫駆除などを含む）の平均単価を2,315円とし、この値と比較して極端に安いか高い施設においては、業務内容や発注方式の見直しが必要と指摘しています。

今回の実態調査は、3,000㎡～6,000㎡の小規模施設から30,000㎡を超える大規模施設までの合計1,250施設のうち849施設を調査対象としていますが、そもそも対象施設のうち10,000㎡未満の規模の施設が69%を占めております。また、施設の維持管理費は、施設の規模、用途、仕様により大きく異なるものであることからすれば、施設規模の異なる施設を単純に平均単価を算出すべきではないと考えます。因みに、合同庁舎などの大規模施設においては、大臣等の執務室があるなどセキュリティーにも多大な経費を要し、小規模施設と全く異なる実態があります。

以上から、まず調査対象施設の面積、用途別の維持管理費の平均単価を提示するとともに、実情を無視した低い維持管理費単価を基準とした業務内容や発注方式の機械的な見直しを進めないでいただきたい。

（回答）

- 「国家機関の建築物等の保全の現況」は、毎年度、国土交通省官庁営繕部が実施している保全実態調査により把握した調査結果を集計・分析しているものです。
- 平成23年5月30日発表の平成22年度「国家機関の建築物等の保全の現況」によれば、3000㎡以上の合同庁舎および一般事務庁舎の保全費用の単純平均として、1㎡当たりの年間保全費用（維持管理費）は2315円/㎡とされています。同文書においては、この値と比較して極端に安いか高い施設においては、

業務内容や発注方式の見直しが必要な場合もあるので、「原因を分析する必要がある」旨の記載をしているとのこと。費用が極端に安いことや高いことだけをもって、業務内容や発注方式の見直しが必ずしも必要であると記載しているものではないと国交省官庁営繕部では言っています。

- 同官庁営繕部では、「施設の維持管理業務の経費は、年間保全費用を基準として機械的に算定するものではなく、各省庁において、施設ごとの維持管理内容を踏まえ、建築保全業務共通仕様書や建築保全業務積算基準、労務単価等を活用して適切に積算されるものと考えております。」としています。
- 本年3月に発表された平成23年度の「国家機関の建築物の保全の現況」では、次のとおり1㎡当たりの年間保全費用を3,000㎡以上10,000㎡未満と10,000㎡以上に分けて算出し、公表しています。合同庁舎及び一般事務庁舎(3,000㎡以上)における1㎡当たりの年間保全費用の平均は表2-2-10のとおりです。

表2-2-10 合同庁舎・一般事務庁舎の保全費用の単純平均

大項目	保全実態調査の項目	1㎡当たりの年間保全費用(円/㎡)	
		3,000以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
維持管理費	定期点検等及び保守費、 運転・監視及び日常点検・保守費、 清掃費、執務環境測定費、 施設警備費、植栽管理費	2,701	3,950
光熱水費	電気、油、ガス、上水道、下水道、 その他のエネルギー	2,200	2,650
保全費用合計		4,901	6,600

- (注1) 敷地内建物の合計延べ面積1㎡当たりの費用。
- (注2) 敷地内建物の合計延べ面積が3,000㎡以上の合同庁舎及び一般事務庁舎が対象。
- (注3) 敷地内建物対象となった施設：維持管理費3,000以上10,000㎡未満は673施設、10,000㎡以上は181施設
光熱水道3,000以上10,000㎡未満は652施設、10,000㎡以上は179施設
- (注4) 維持管理費は、各項目の平均費用の合計額であり、保全実態調査の項目のうち、「その他」費用は合計額に含まない。

かつ、22年度版に記述していた「この値と比較して極端に安い高い施設においては、業務内容や発注方式の見直しが必要な場合もあるので、原因を分析する必要がある。」という部分は削除しています。

官庁営繕部では、1㎡当たりの年間保全費用の平均値はあくまで参考値であり、それぞれの建物の実情に応じて発注すべきであるとの考え方から、誤解を招く表見を削除したとのこと。

3 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

(要望内容)

平成22年7月、公共サービス改革基本方針(閣議決定)に、国の行政機関等による汎用品などの物品調達の方法として、複数の業者がインターネット上などで安値を競り合う「競り下げ方式」入札の導入を検討することが明記されました。当面、オフィス用品の購入などに適用し、将来は公共工事の建築資材などに広げるとされ、施設管理費への適用は計画されておりましたが、平成23年8月、文部科学省は、国立大学警備業務(1件)において、リバースオークション(「競り下げ方式」入札)を実施いたしました。

施設管理費の約8割は人件費と言われており、施設管理業務に「競り下げ方式」入札が本格的に導入された場合には、ダンピング受注が横行し、従事者の労働条件の劣悪化、公共調達の品質面の劣化を招くとともに、受注企業を疲弊させることは明らかです。また、全国の自治体に波及するとともに、既に導入されている民間での実施を更に拡大することは必至であります。

以上から、これ以上、「競り下げ方式」入札の施設管理業務への適用拡大を行わないでいただきたい。

(回答)

- 内閣府の公共サービス改革推進室に問い合わせたところ、「競り下げ方式の入札については、政府部

内にも異論があり、中小企業の経営や事業活動への影響などを十分に見極める必要があることから、内閣府としては事務用品、印刷、製本、電化製品などを例示して各府省へまず試行をして下さいと言っている段階である」とのことです。ビルの清掃などの施設管理業務への試行を特にお願いしていることはないとのこと。

平成23年8月の国立大学警備業務において競り下げ方式が実施されましたが、これには内閣府は関与しておらず、国立大学法人の独自の判断であるとのこと。また、近く法務省が配水管の高圧洗浄について競り下げ方式の入札を実施するとの報道がありましたが、これも法務省独自の判断で内閣府としては関知していないとのこと。

- 施設管理業務に競り下げ方式の入札が導入されないよう内閣府の公共サービス改革推進室には、強く申し入れをいたしました。

民主党の中には、競り下げ方式の全面的導入を要求する声もあるので、自民党としては、絶対阻止すべくしっかりとフォローしてまいりたいと考えております。

4 市場化テストにおける施設管理共同企業体に関すること

(要望内容)

公共サービス改革に基づき平成21年度から実施されている共同企業体による施設管理につきましては、清掃、警備業務、設備管理業務、植栽等の異業種企業による包括的な契約履行が求められておりますが、現状では、代表企業が業務を統括するための予算が全く積算されておられません。

今後、施設の大規模化や高度化・複合化が一層進行するものと予測されますが、共同企業体が契約内容を確実に履行するため、代表企業が各業務を統括するために必要な経費を適正に積算していただきたい。

(回答)

御要望の趣旨については内閣府の公共サービス改革推進室に強く申し入れしました。

【内閣府からは、以下のような回答が届いております。】

- ・ 庁舎等の施設管理業務については、内閣府に置かれた官民競争入札等管理委員会が平成21年5月に取りまとめた「公共サービス改革報告書」において、「信託契約の包括化や複数年化により、民間事業者から業務全般にわたるサービス水準の向上に関する提案が可能となるほか、コストの節減や管理事務の効率化にも寄与すると考えられる」と提言されています。

このため、公共サービス改革法に基づき当該事業を包括化して実施する場合は、民間競争入札実施要領において、業務全体を統括する統括責任者を置くこととしておりますが、業務の規模や内容に応じて統括責任者を常駐とせず兼務を認めている場合もあると承知しています。

各業務を統括するために必要な経費の積算については、業務を発注する府省等において、その規模や内容に応じて適切に措置されているものと考えております。

今後とも、府省等において必要な経費が積算されるよう、内閣府としても業務内容に応じた実施要項が適切に作成されるよう努めてまいります。

5 指名競争入札における登録業者の配慮について

(要望内容)

建築物衛生法における知事登録制度は、建築物の衛生的環境を確保する上で、事業者の資質向上と事業に従事する者の技術・技能の向上を図るために設けられた制度であり、適正な履行能力を証明する一つの指標となるものと考えます。指名競争入札における指名にあたり、建築物衛生法による知事登録業者を優先することには合理性があり、登録業者数が確保されていることから競争性を阻害することも考えられません。

指名競争入札における登録業者への配慮について、各自治体への指導をお願いいたします。

(回答)

- 建築物衛生法における知事登録制度という事業者の適正な履行能力を証明するせつかくの制度があるのですから、指名競争入札において、登録業者を優先することはきわめて合理的であると考えます。
持続的な能力を有するかどうかをきちんとチェックし、登録していく現行の制度はその登録のプロセスが適正、透明であれば、登録業者にメリットを与えることは必要なことであると考えます。
- しかしながら、東京都財務局によれば単年度のビル管理業務の発注による各業者の仕事を事後に評価したところ、知事登録業者とそれ以外の業者とでは評価に差はなかったとし、知事登録業者に入札面でメリットを与えることには否定的であるとしています。
ただし、複数年度にまたがる継続的な清掃委託契約においては、より優良な業者に発注する必要があることから、知事登録業者に限った入札を行うこととしているとのことであります。
そこで、現在は、第二本庁舎の一部(平成23年度と24年度の2年間)、港南の食肉市場(平成22年～24年度の3年間)、西多摩建設事務所(平成23年度と24年度の2年間)について複数年にまたがる継続清掃委託契約を行い、その際には知事登録業者に限った入札をしたとのことであります。
- しかしながら、このような継続清掃委託契約は余りに件数が少ないので、自民党としてはさらなる拡大を申し入れました。
また、知事登録業者に限った入札を一般的に拡げることについては厚生労働省も消極的なので、引き続き、東京都、さらには厚生労働省へ要望を続けてまいりたいと考えております。

6 指定管理者制度の改善について

(要望内容)

現在の指定管理者制度は、適正な水準の管理を適切な事業費をもって委託できているか疑問です。管理費の減額が指定管理者のみならず、指定管理者から委託を受ける業者は予算が少ないため適切な管理ができない。コスト削減を重視するあまり、本来施設の果たすべき役割を損なっている。コスト削減と顧客満足度のバランスをどう捉えるか等々につき、真摯に考え、地方自治体を指導して頂きたい。また、指定者と指定管理者の責任範囲が明確に整理され、指定管理者が必要な経費を確保しているか、実態を把握してもらいたい。さらに、指定管理者の持つノウハウの継承の仕組みはどうあるべきか、指定期間、指定管理の評価方法、適切な更新のルールはどうあるべきか、検討をお願いしたい。

(回答)

指定管理者制度については、コスト削減を重視する余り、様々な問題が生じていると認識しております。御要望の趣旨は総務省に十分伝えてありますが、今後ともしっかりフォローしてまいります。

【総務省からは、以下のよう な回答が届いております。】

- ・ 指定管理者制度は、地方自治法244条の2第6項により、公共サービスの水準を確保するという要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とはついついは異なるものであることに留意されるよう、地方公共団体へ平成22年12月28日に通知を発したところです。
- ・ 指定管理者に行わせる業務の範囲は、地方自治法第244条の2第4項の規定により、地方公共団体の条例において定められたものです。また、地方公共団体と指定管理者のリスク分担については、協定等に必要な措置をあらかじめ盛り込むことが望ましいと考えられます。
- ・ 指定期間は、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請があることも勘案し、施設の設置目的や実情を踏まえて各地方公共団体において適切に定められるべきものです。また、指定管理者の指定にあたっては、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において、施設の態様等に応じて適切に選定されるべきものです。
- ・ 総務省としては、今後とも地方公共団体において適切な運用が図られるよう、支援して参ります。

II 税制要望

1 中小企業の法人税の軽減措置について

(要望内容)

資本金1億円以下の中小企業の法人税につきましては、特例措置として、年間所得金額のうち800万円以下の金額部分を対象に、18%の特例税率が適用されておりますが、当業界の中小企業における経営状況は依然として厳しいものとなっております。

このため、現行の適用所得金額(800万円以下)の引き上げや税率の是正を図るなど、中小企業の法人税の軽減措置について更に拡大していただきたい。

(回答)

平成23年度税制において、中小法人の年800万円以下の部分に関しては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について18%の税率を15%に引き下げることとされました。

中小企業の法人税の軽減措置の拡大については更に努力したいと考えております。

2 機械器具類の法定耐用年数の見直しについて

(要望内容)

ビルメンテナンス業で使用する機械器具類の減価償却資産としての耐用年数は、法人税法施行令第56条に基づく「減価償却資産の耐用年数に関する省令」により、一般家庭用品と同類の範疇に属するものとして扱われ、6年とされております。しかし、ビルメンテナンス業の日常業務におけるこれらの機械器具類の使用頻度は極めて高く、消耗度合いも一般家庭用品と比べてはるかに激しいものです。したがって、ビルメンテナンス業における機械器具類の法定耐用年数を抜本的に見直していただきたい。

(回答)

御要望をしっかりと受け止めて実現に向け努力してまいりたいと考えます。

3 交際費等の損金不算入制度の見直しについて

(要望内容)

現在、資本金1億円以下の中小法人の場合、一人当たり5千円以下の飲食費を除外したうえで、定額控除額600万円の90%に相当する額までは損金算入が認められております。

しかし、現行法令に定める交際費等の支出は、本来、事業関係者への必要不可欠な支出としての性格を帯びたものですので、損金不算入額の一層の縮小を図るなど、制度の改善をお願いします。

(回答)

交際費はその支出が適正なものである限り、本来全額損金に算入すべきものであります。広告費とのバランスから言っても交際費に損金不算入部分があること自体納得できるものではありません。我々はこうした考え方に立って今後とも御要望が実現できるよう努力してまいります。

なお、現行の交際費課税制度は平成24年3月31日に期限が切れますが、平成24年度の税制改正法により2年間延長することになっております。

4 固定資産税の負担の軽減について

(要望内容)

商業地における固定資産税の負担は、地価の低下にもかかわらず、負担調整により高水準で推移しており、地域経済活性化の観点から、負担調整措置の改善を講じていただきたい。

(回答)

御要望が現実できるよう努力してまいります。

5 中小企業の事業承継税制について

(要望内容)

中小企業の事業承継に関する平成21年度税制改正において、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設など大きな改善が図られましたが、過大な株式評価が支障となるおそれもあり、円滑な事業継続が阻害されることのないよう、事業承継税制の一層の改善をお願いいたします。

(1) 納税猶予制度の要件緩和・充実化

制度適用の発行済完全議決権株式総数の上限(3分の2)の撤廃、相続税納税猶予税額を適用株式の課税価格の80%から100%への拡大、事業承継期間5年間の「雇用8割確保」の要件緩和、猶予税額納付に伴う利子税の廃止など

(2) 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設

(回答)

民主党政権は相続税については増税の方向を目指しており、中小企業の事業承継についても配慮に欠けていると思われまます。せっかくできた中小企業の事業承継税制については今後とも制度の改善を図り、実効あるものとなるよう努力してまいります

6 給与所得控除額の引き上げについて

(要望内容)

ビルメンテナンス業におけるパート労働者の役割は大きいものがあり、勤労意欲があっても給与所得の非課税限度額(103万円)を超えて働くことを避ける実態があることから、雇用促進と生活福祉の向上を図るため、控除額を引き上げていただきたい。

(回答)

以前から給与所得の非課税限度額(103万円)の引き上げについては各界から強い要望があります。自民党としても御要望については今後の課題として真剣に検討してまいりたいと考えます。

7 消費税の引き上げの検討について

(要望内容)

現在、政府、各党において、財政再建や社会保障制度の確立のための消費税引き上げの検討が進められておりますが、まずは歳出の無駄を徹底的に排除するとともに、経済の確実な回復を実現することを優先すべきであると考えます。したがって、消費税引き上げの検討は、国民の理解が得られるよう、慎重に進めていただきたい。

(回答)

消費税引き上げは避けられない課題であると考えますが、御指摘は当然のことと受け止めております。

Ⅲ 制度改革

1 ビルメンテナンス業の業法化について

(要望内容)

建築物衛生法に基づく事業者登録制度は、事業者の資質向上と事業に従事する者の技術・技能の向上を図り、登録事業者への信頼性を高め、建築物の衛生的環境を確保する上で重要な役割を果たしております。

しかし、業種としては環境衛生に限られていること、許可制のように強制力を伴わないために無登録でも自由に営業ができるため、不良業者が跋扈し、官公庁入札等において「安かろう、悪かろう」のダンピング入札を行う弊害も指摘されており、今後、対象業種を環境衛生に限らず、あるいは許可制のように強制力を与えるなど所要の改善を講じてもらいたい。

(回答)

政府においては、業法を拡大し、強化していくことはなかなか難しいとの考え方を示しておりますが、

ビルメンテナンス業界の役割、重要性にかんがみ、御要望の趣旨にそって今後検討すべきものと考えます。

2 最低賃金の引き上げの実施時期について

(要望内容)

最低賃金の発効時期は10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。このことは、平成23年7月27日に発せられた厚生労働大臣に対する中央最低賃金審議会答申にも「業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。」と述べられております。

今後の解決方法として、年度途中の引き上げに伴い、契約金額の見直しを遡って実施するか、適用時期を半年ずらし、新年度に合わせる方策を求めます。

(回答)

最低賃金の引き上げに伴い、契約金額の見直しを遡って実施するか、適用時期を半年ずらすか、いずれかの方策を取るべきだとの考えはきわめて当然のことであると認識しております。厚生労働省としては適用時期を遅らせることは不適切であるとし、適用時期を半年ずらすことは拒否しております。それならば、契約金額を遡って見直すよう厚生労働省より各省庁に強く要請するよう伝えました。

【厚生労働省からは、以下のような回答が届いております。】

- ・ 地域別最低賃金は、例年春先から行われる労使間賃金交渉の結果などを踏まえた企業の賃金改定状況を速やかに反映させるために、年度途中の改定が行われています。地域別最低賃金は、全ての業種の労働者にとっての賃金のセーフティーネットであり、適用時期を遅らせることは不適切であると考えています。
- ・ 厚生労働省としては、地域別最低賃金の周知に当たって、関係省庁や地方公共団体に対し、改定された最低賃金額の情報提供を行うとともに、民間企業への業務委託等を行う場合に、最低賃金額が年度内に改定されたことにより最低賃金法違反が発生することがないように、発注に当たり特段の配慮をお願いしています。
- ・ 今後の地域別最低賃金額の改定に際しても、こうした配慮をお願いし、最低賃金法違反が発生しないよう努めていきます。

3 障がい者雇用への配慮について

(要望内容)

障害者の雇用環境整備に対する支援策を拡充すると共に、障害者雇用促進法の改正による納付金制度の適用拡大については、一定の措置を執られているのは承知しておりますが、今後、十分な周知を図ると共に、対応の難しい企業に対する支援策の更なる改善をしてもらいたい。

また、障がい者雇用の促進のため、ビルメンテナンス会社が障がい者を雇用し建物清掃を行う場合、ビル所有会社側の障害者雇用率に反映できるような、算定特例制度の創設をお願いしたい。

(回答)

ビルメンテナンス業界が障害者雇用の促進や様々な社会貢献に努力されていることに敬意を表します。御要望が実現できるよう今後とも努力いたします

【厚生労働省からは、以下のような回答が届いております。】

- ・ 障害者雇用促進法の改正による納付金制度の適用拡大については、平成27年4月から対象となる中小企業(100人を超え200人以下)に対し、今年度、納付金の徴収義務を行う高齢・障害・求職者雇用支援機構が、リーフレット等の配布や経済団体への協力要請を実施しており、来年度以降も事業主訪問や説明会を実施するなどの周知を計画的に実施してまいります。

また、障害者雇用が進まない企業などに対して、ハローワークや地域障害者職業センターによる相談・援助(※)、ジョブコーチによる支援などを行うとともに、各種助成金の支給などにより、障害者の雇用環境の整備を図り、障害者雇用を促進してまいります。

※障害者を雇用するための職域開発や雇用管理上の配慮事項等の助言

- ・ 障害者雇用制度は、障害者が、一般の労働者と同水準で雇用機会を確保するために、事業主と障害者間での雇用関係の成立が前提であるため、ビルメンテナンス会社への発注(=建物清掃を行う)をもってビル所有会社の実雇用率に反映することは困難です。また、発注を実雇用率の算定対象にすることは、企業が障害者の雇用を減らし、発注に替えるおそれがあるとともに、「雇用」が賃金等の経済的負担のみならず、雇用管理や人的支援、合理的配慮などまでも含むものであり、発注額を「雇用」に換算することは困難であることから、適当ではないと考えます。

4 パートの厚生年金加入条件の拡大について

(要望内容)

政府は、非正規労働者に対する厚生年金の適用について、現状の「週30時間以上」を「週20時間以上」に拡大する方向で検討を進めております。厚生労働省が2007年に実施した試算では、加入条件を週30時間以上から週20時間以上にすると、310万人が対象となり、新たに年間3400億円の企業負担が発生するとされております。こうした負担増加は中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、企業業績の下振れ要因となりますので、厚生年金加入条件の拡大には反対いたします。

(回答)

現在、政府において社会保障と税の一体改革の一環としてパートの厚生年金加入条件の拡大が検討されています。御要望を念頭においてしっかりと反対してまいりたいと考えております。